

2025年(令和7年)10月31日

「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」 に対する意見

消費者契約法の改正を実現する連絡会

世話人 野々山 宏 (適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク)

同 鈴木 敦士 (適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本)

同 薮田 高広 (適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者支援機構関西)

同 立石 孝行 (全大阪消費者団体連絡会)

同 伊藤 陽児 (愛知県弁護士会)

同 五條 操 (大阪弁護士会)

意見の趣旨

- 1 「消費者の脆弱性」への対策を法目的に加え、意思表示の瑕疵による取消しに限られない契約からの離脱のための無効・撤回・解除の効果を付与する法制度を積極的に検討すべきである。さらに、不法行為に基づく損害賠償や原状回復的損害賠償を含む、現に生じている消費者被害の実態に適合した、柔軟な救済方法を備えた民事ルールを実現すべきである。
- 2 デジタル化は消費者取引への参画の容易化・利便性の向上をもたらす一方で、ダークパターンにより「消費者の脆弱性」を利用・作出し得るなどのリスクを生じさせていることを踏まえるべきである。
デジタル取引において、取引相手が不明なために解除や損害賠償の請求が困難となる実態に対応するためには、プラットフォームや決済システムの運営者、インターネット広告関連事業者に責任を追及できる規定を盛り込んだ法制度とすべきである。また、悪質事業者による被害救済にはハードローによる対応が必要である。

- 3 行政規制や民事ルール等を目的に応じ有効に活用し最適に組み合わせる「ベストミックス」の観点に賛成し、被害回復を前提とした民事ルールとのベストミックスを目指すべきである。但し、ソフトローの活用には、基本となるハードローが存在することが前提となるべきである。また、同一法規内に行政規制と民事ルールが共存する場合、個々の規定の解釈においても行政規定の厳格な解釈が影響し、民事ルールにおいても本来あるべき柔軟性が失われるおそれがある点に留意すべきである。
- 4 行政規制の執行が迅速、柔軟に行われるためには、規定整備の際に過度に厳格な要件を定めるべきでない。また、執行が十分に行える体制の充実が必要である。
- 5 「消費者の脆弱性」を基軸として現行の消費者契約法を土台から見直し、ハードローとしての民事ルールを中核に再編・拡充する方向性に賛成する。
民事ルールは、裁判所の判断を前提とする抽象的規範を定め、これに具体的規定ないし例示規定により予見可能性を高めることを基本とすべきである。努力義務規定・配慮責任規定の意義を認めつつ、努力義務規定の機能の限定性に留意し、第一次的には、サンクションを定めた民事ルールが必要である。
- 6 規律対象となる事業者の遵法意識によって規律の実効性に差異が生じ得るとしても、各規範の適用対象を区分するような考え方は適切ではない。「遵法意識の高い事業者」なるカテゴリーによって適用除外を定めるべきではなく、また、規制の範囲を限定するために要件を過度に厳格化することも適切ではない。様々な規律を、多層的に組み合わせ、あらゆる対象について実効性をもって規律することであることが必要である。

意見の理由

第1 はじめに

内閣府消費者委員会は、2025年7月9日、「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」(以下、単に「報告書」という。)の内容を踏まえ、「消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置き、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定に向けて、種々の規律手法を目的に応じ有効かつ適切に組み合わせて実効性の高い消費者法制度を整備すべく更なる具体的な検討を行うなど、必要な取組を進めることが適当である」と内閣総理大臣に答申した。

消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会における検討が始められた背景には、消費者契約法の令和4年改正時に、衆・参両院から「既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始すること」という附帯決議がなされたことがあり、報告書においても「消費者契約法を中心に」との記載も見られているが、報告書に示された内容は、消費者契約法に限られず、消費者法制度全体に敷衍されるべきものである。

他方で、消費者庁は、このような消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会における抜本的かつ網羅的なルール設定に向けた検討がなされている中にもかかわらず、消費者庁取引対策課長による懇談会などという名目で、デジタル社会における消費取引研究会を開催していたが、同研究会は委員として消費者を代表する者や消費者法の研究者等が含まれておらず、検討内容も、消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会における検討経過を全く無視して進められたとみられるものであった。

上記答申を受けた今後の具体的な検討においては、このような役所内の縦割りによるスタンドプレーはおよそ許されないものであり、少なくとも消費者庁は全庁を挙げて、報告書の内容を真摯に受け止め、既存の枠組みに囚われるとのない消費者法制度全体についての抜本的な再編・拡充に取り組むことが期待される。

本意見書においては、報告書が示した方向性に基本的に賛成しつつ、今後の具体的な検討において留意されるべき点について指摘する。

第2 消費者の脆弱性について（意見の趣旨1について）

1 消費者と事業者との間の情報の質・量及び交渉力格差の他に、「消費者の脆弱性」を正面から捉える必要があること（報告書11頁）については賛成である。

すなわち、従前の消費者法制度においては、消費者と事業者との間には情報・交渉力の格差があることを前提に、その格差を埋めるための一定の手当をすれば、消費者が自由で合理的な意思決定ができるという法的フィクションが前提となっていた。

しかしながら、報告書が指摘するとおり、現代の消費者を取り巻く環境からすれば、このような法的フィクションはもはや妥当しないことを前提に、消費者と事業者との間には、どのような手当を尽くしても埋めがたい格差があることを正面から認めた上で、今後の消費者法制度を構築する必要がある。

この点に関して、報告書（37頁）が、消費者契約法の法目的を刷新し、「消費者の脆弱性」への対策を加えることが必要と述べているが、強く賛成する。

2 脆弱性を正面から捉えることの帰結

民法は当事者が対等であることを前提にしているが、消費者と事業者との間には、交渉力及び情報の質・量に格差があるため、これを是正することによって消費者が自由で合理的な意思決定ができるという意味で、消費者契約法は民法の特別法と位置付けられてきた。

しかし、消費者法制度が、事業者と消費者の格差の是正に加えて、「消費者の脆弱性」を正面から認めていくのであれば、消費者取引法（報告書は消費者「契約」に限定した議論をしていないので、以下では、現行の消費者契約法を含む消費者取引全般に妥当する法規範を「消費者取引法」と言う。）は、民法の特別法という位置付けから脱却した規定も設けることができるということである。

例えば、これまで消費者契約法の取消権は、同法が民法の特別法であるという理由から、意思表示に瑕疵のある場合の範疇でのみ議論されてきたが、報告書（38 頁）でも述べられているように、「取消権」に限定されない契約からの解放手段も認められるべきである。他にも、政策的な理由から消費者に付与される解除権や、パターナリスティックな消費者保護のための規定の創設を検討すべきである。

以上の他にも、報告書（37 頁以下）で指摘されているとおり、消費者取引法固有の損害賠償請求権の可能性や、消費者取引法が、「契約」だけに焦点を当てるのではなく、履行・継続・終了過程に関する規律をも取り入れていくことも検討されるべきである。

3 消費者被害の実態

近年生じている消費者被害の実態をみると、多様な消費者の脆弱性が影響していると考えられるものが少なくない。以下に、典型的な事例を挙げる。

第一に、高齢者の判断力低下という脆弱性が影響した訪問販売の事例である。高齢の女性が給湯器の点検と信じて訪問を受けたが、実際には洗面台交換工事の契約を結ばされ、30 万円の請求を受けるに至った。本人は署名・押印をしていたが契約の記憶がなく、加齢に伴う記憶力・判断力の低下という脆弱性が契約過程に作用したと考えられる。

第二に、美容医療において心理的不安と専門家依存という脆弱性が関与した事例がある。高齢の女性がオンラインカウンセリングを受けた際に、即日 180 万円の美容施術契約を締結した。消費者の年齢による外見の変化に対する不安や、医療という専門分野への依存性といった脆弱性が、契約判断に大きく影響している。

第三に、いわゆる「悪質なお試し価格商法」によって消費者の注意力の限界が利用された事例がある。「初回 500 円」や「お試し価格」と大きく表示される一方で、定期購入契約が前提であることは小さな文字や画面の奥にのみ記載されている。消費者は広告の強調表示に短絡的に反応し、重要な契約条件を読み飛ばす傾向があるところ、このように、消費者が注意を向けにくいウェブサイト設計を通じて、合理的な判断を阻害する認知上の脆弱性が利用されている。

第四に、生活上の緊急事態に直面した際の心理的切迫という脆弱性が影響する「レスキュー商法」の事例である。自宅のトイレ詰まりや害虫発生といった切迫した状況で、インターネット検索の「数千円から」という表示を見て業者を呼んだところ、現場で高額な追加作業を提示され、数十万円もの請求を受けた。消費者は「今すぐ解決しなければならない」という切迫感から冷静な比較や契約条件の精査を行う余裕を失い、緊急時の判断力低下という脆弱性が被害拡大に結びついている。

これらの事例は、加齢、心理的不安と専門家依存、注意力の限界、緊急時の心理的切迫といった多様な脆弱性が、消費者被害の発生や拡大に関与していることを示している。これらの脆弱性は、人間一般に認められる脆弱性の問題ではなく、消費者取引であるがゆえの問題である。すなわち、消費者の生活領域において行われ、かつ、基本的に誰でも行える（行っている）取引であるからこそ、上記のような脆弱性が顕わになり、消費者被害の原因となっていると言うべきである。

4 「つけ込む」について

報告書 12 頁脚注 3 では、「つけ込む」という言葉に過度に依拠して法制度の必要性を論じることには注意が必要であるとの指摘がある。この指摘内容自体には反対しない。

しかし、現実に生じている消費者被害には、事業者が「消費者の脆弱性」につけ込むことに、その問題性の本質がある悪質商法が存在する。従って、一定の悪質商法を念頭にして、消費者の脆弱性（とりわけ、事業者が作り出した又は事業者の行為とは関係なく消費者が置かれていた状況的脆弱性）につけ込む行為に対する立法的手当の検討は、引き続き検討される必要がある。その場合、脆弱性の大小と、客観的状況、事業者の主觀面（認識、利用等）の要求の有無・程度は相関的に考えていく必要がある。

第3 デジタル取引について（意見の趣旨 2について）

1 報告書にあるように、デジタル技術の発展により、消費者取引のデジタル化は、消費者にとって、取引への参画を容易にし、様々な面で利便性の向上をも

たらしており、今後も消費者取引の主流となっていくと考えられる一方、様々なリスクも生じさせている。

2 消費者被害の実態

生じるリスクの例としては、報告書でも指摘されているとおり、事業者側が取引環境を設計することが可能となっていることにより、消費者が気づかない間に不利な判断・意思決定をするよう誘導するダークパターンの被害がある。

ダークパターンの特徴として、ウェブサイトのデザインなどデジタル取引の環境に関する技術的要素によって構成され、目的達成のために継続的に開発されることで、事業者の主観的な意図にかかわらず「消費者の脆弱性」を利用・作出する可能性があると報告書でも指摘されている。

このように、デジタル取引の時間・空間・資材等の物理的障壁がほとんどないため、誰でも、誰とでも、いつでも、どこでも取引に関わることが可能であるという特徴に起因する消費者被害は、何らの手当もされないままでは、今後も減少することはないと考えられる。

また、デジタル取引の特徴から実際に誰が取引相手なのかわからず、契約の解除や損害賠償の請求が困難となっている実態がある。この点について、報告書では記載がないことから、法制度を創設する際は、消費者を救済することができる規定（プラットフォームや決済システムの運営者、インターネット広告関連事業者に責任追及をできる規定など）を盛り込んだ法制度にすべきである。

3 デジタル取引における消費者保護の対応について

デジタル取引特有の消費者被害に対する法制度としては、現行の消費者法や民法だけではデジタル取引に即したものにはなっていない。そのため、デジタル取引特有の問題についても消費者契約に適用されるデジタル社会を前提とした民事法を策定し、対応していくことが必要である。

デジタル取引においては、デジタル社会における消費取引研究会報告では、主として、ソフトローの有用性が強調されているが、悪質事業者による被害救済のためには、ハードローによる対応も必要であり、これを含めた法律の策定をし、消費者保護が実現できる法制度にすべきである。

第4 規制のベストミックスについて（意見の趣旨3、4について）

1 規制手法のベストミックスについて（意見の趣旨3について）

（1）民事・行政・刑事規制等のベストミックスについて（報告書31頁）

実効性の高い規律の設計を検討する上で、行政規制や民事ルール等の様々な規律手法を視野に入れた上で、目的に応じ、それぞれの特徴を踏まえながら、

有効に活用し、最適な形で組み合わせるという観点が重要であるという点には賛成する。

ただし、ルール設計に当たっては行政規制に過度に偏重するものではなく、被害回復を前提とした民事ルールとのベストミックスを目指すべきである。そして、行政規制の執行が迅速、柔軟に行われるためには、規定を創設する際、抽象的な規範を定めるに留めることが必要である。

また、刑事手続の活用に関しては、第13回専門調査会において川崎友巳同志社大学法学部教授の提案があったように、刑法に基づく没収・追徴機能の強化により没収した財産を被害回復の財源とすることや没収の実効性を確保するため不法収益の保全（押収）の強化を図ることも検討すべきである。

（2）ソフトローの活用について

ア ソフトローの活用可能性

報告書では、規律手法についてハードなものからソフトなものまで様々なものを広く視野に入れ、目的に応じて有効かつ適切に活用し、組み合わせることが重要であると指摘されているところ（報告書28頁）、そのこと自体に反対するものではない。

ただし、基本的な考え方として、ガイドライン等をはじめとするソフトローについては、強制力が認められないから、これに自ら従う意思のない事業者には、効果を持ち得ない。この意味で、ソフトローに過度に依存すべきではなく、悪質な事業者対策としては、ハードローでの対応を基本とすべきである。

イ ソフトローの規範設定の在り方について

報告書では、ソフトローの規範設定の在り方について、抽象的な上位規範の下位規範を定める際には、「政令等の行政立法のほか、ガイドライン・指針や（手続面での正当性・透明性が担保された）自主規制といったソフトローを活用することも考えられる。」（41頁）とされている。

確かに、法律、政省令、ガイドラインといった、ソフトローがハードローと結びついている場面では、ソフトローの活用に反対するものではない。他方で、基礎となる法律がないところでは、ソフトロー（特に自主規制）だけでは問題を解決することはできないことに留意すべきである。従って、基本的にはソフトローを活用する場合には、基盤となるハードローの整備が前提となることを意識すべきである。

また、報告書は、民事ルールとして違法となるかどうかの、正当化のための行為規範、契約内容規範の手法として、正当化要素を満たすか否かで判断する規定を提案し、その正当化要素として、行政の指針・ガイドライン、事業者団体の自主規制を挙げている。この手法が有効に機能するためには、正

当化要素となる指針・ガイドライン・自主規制等のソフトローについて、手続面での正当性・透明性が担保されなければならないことは言うまでもない。そのための一つの手段として、下位規範となるソフトローの策定・改廃・運用の評価にあたっては、消費者団体が関与することが重要である（報告書49頁の指摘に賛成する。）。

2 民事ルール・行政規制をミックスする場合の規範設定の在り方について（意見の趣旨4について）

一般に、行政規制と民事ルールでは、前者の方が要件が厳格化しやすい傾向にある。なぜなら、行政規制は許認可や行政処分等を行うことから、所管行政庁において適用の有無につき明確に回答ができなければならず、また、事後規制として被処分者の不利益を伴う行政処分発動の要件ともなるため、要件を厳格化する必要性があるためである。

ここで、民事ルールと行政規制をミックスした規定を策定する場合に、行政規制をベースとして、民事ルールを組み合わせるとき、ベースとなる行政規制の要件を厳格に定めると、その影響は同法内の民事ルールの規定にも及ぶ可能性がある。さらに、個々の規定の解釈においても行政規定の厳格な解釈が影響し、民事ルールにおいても本来あるべき柔軟性が失われるおそれがある点には留意すべきである（この点、民事ルールと行政規制を組み合わせた法律のひとつのモデルとして、消費者庁が所管する「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）」がある。同法は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るよう設計されたものであり、参考になろう。）。

民事ルールが紛争解決規範として有効に機能するためには、裁判所による解釈の余地を残した抽象的な規範であるべきである。

従って、行政規制と民事ルールをミックスした規定創設にあたっては、行政規制をベースとした厳格な要件を定めるのではなく、民事ルールの柔軟な解釈による運用を前提とした、ある程度解釈の余地をもった規定とすべきである。

3 行政規制の執行について

行政規制は、行政措置による違法状態の是正等により、取引秩序の維持や消費者被害の発生・拡大の防止に重要な役割を果たしている。行政規制を実効的に運用するためには、違反に対する適切な執行が行われる必要がある。

この点につき、報告書では、「消費者法制度における民事ルールの中核を担っている」消費者契約法の土台からの見直しにも言及があるところ、現在、同

法には、適格消費者団体の認定・監督に関する行政規制以外の行政規制は存在しないから、同法所管課（消費者庁消費者制度課）には、事業者に対する行政規制の執行機能はない。

消費者契約法という「消費者契約に適用される一般民事法」に、行政規制を設けた場合、その適用対象は相当広範となるはずである。従って、この執行のためには、相応の予算及び人員が配置されることが必須である。

行政規制の執行は、事業者の営業の自由に対する配慮や、行政リソースの問題等から萎縮しがちであるが、行政規制を実効化する観点からは、十分な体制整備を行うべきである。

第5 民事ルールの新たな展開（意見の趣旨5について）

1 超高齢化やデジタル取引の増加など消費者を取り巻く環境の変化に対応する消費者法制度について、「消費者の脆弱性」を基軸として再編・拡充していくこと、そのために、ハードロー的手法とソフトロー的手法、民事・行政・刑事法規定など種々の手法をコーディネートした実効性の高い規律をめざす方向性については賛成するものである。

ただし、様々な手法のなかでも、消費者が被害予防や被害回復のために自らの権利としてイニシアティブを持って主張できるハードローとしての民事ルールが、重要な役割を果たすことが認識されなければならない。

行政・刑事法規はその適用や解釈が抑制的、限定的になりがちであり、ソフトロー的手法は、ハードローとしての民事ルールが行動規範や違反に対するサンクションなど基本的な枠組みを定められていなければ、十分に機能しないからである。今後の法制度の議論においても、民事ルールの実現を基本に議論されるべきである。

2 この民事ルールについて、「消費者の脆弱性」を基軸として、現行の消費者契約法を土台から見直して行く方向性については賛成する。特に、再編する消費者契約法の目的に、現行の消費者と事業者の「格差の是正」に加えて、「消費者の脆弱性への対策」を法目的に加えることは重要である。これにより、不当な消費者取引からの解放や救済の消費者の権利が意思表示理論だけではなく、法政策上の必要性を理由に創設できる道が開けてくる。

この目的規定の明記とともに、消費者の脆弱性に起因する消費者被害に対する救済のために、意思表示の瑕疵による契約の取消しに限られない、被害実態に即した政策的な要件の下で、契約の無効、撤回、解除の効果を付与する法制度を積極的に検討していくべきである。さらに、契約からの離脱だけでなく、不法行為に基づく損害賠償責任の規定を取り入れて過失相殺による割合的な

解決の実現を可能にしたり、消費者が当該消費者契約によって負担した債務の額を損害額として推定する原状回復的損害賠償に限定した損害賠償責任を創設するなど、実態に適合した幅広い柔軟な救済方法を備えた民事ルールの実現を図っていくべきである。また、過失や認識等の主観的要件の立証責任を転換することにより、被害救済の実効性を高める方策も検討すべきである（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、第5条、第6条、第7条参照）。

- 3 報告書は、民事ルールとしての努力義務規定、配慮責任規定の活用可能性を挙げている。これらの規定は、契約当事者の行為基準となるプリンシップとしての役割があり、信義則、不法行為などの一般法規の適用根拠となる意義がある。特に配慮責任規定は、不法行為と結びついて配慮責任違反が法的な sankoshon となる可能性がある。一方で、努力義務規定については、サンクションのない民事ルールの機能は限定的であり、これを過大評価して多用することについては注意を要する。サンクションを定めた民事ルールの規定がまず必要である。
- 4 民事ルールは裁判所の判断を前提としており、幅広い多様な取引に対応できる規定であることが基本である。そのため、消費者契約法の10条のような抽象的な規範を定め、同法8条以下のような具体的規定を置くことによって予見可能性を高めることを基本とすべきである。

この点、報告書は規範設定の在り方として、民事ルールとしての抽象的な規範を下位規範により具体化する手法が提案されている。下位規範としては政省令や指針・ガイドライン・自主規制が考えられるところである。これら下位規範である政省令等は改廃がしやすく、行政処分に結びついて被害予防に機能することはあるが、細目的となって裁判所の判断を限定し、民事ルールである上位規範の柔軟性を失わせるおそれがあることに留意すべきである。

第6 事業者のグラデーションについて（意見の趣旨6について）

- 1 報告書においては「消費者法制度における“実効性のある様々な規律のコーディネート”的在り方」について、「規律対象となる事業者に法規範の尊重が期待できるかどうか（意識・行動が改められる可能性を含む）のグラデーションを踏まえることで、より有効かつ適切な制度設計が可能になると考えられる」と指摘されている。

「規律のグラデーション」は「ベストミックス」とともに報告書のキーワードとなっているが、今後、法制度を具体的に検討していく上では、このような

キーワードが強調されるあまりに、かえって実効性を欠くこととならないように留意されなければならない。

2 確かに、消費者法制度において一定の法規範を立てる上で、規律対象となる事業者の遵法意識によって規律の実効性に差異が生じるのは明らかである。例えば、努力義務を定めた場合に、遵法意識の高い事業者であれば、これを遵守した対応が促進されることが期待できるが、法規範に無関心な事業者にとってはその実効性は乏しいものとなり得よう。

しかし、のことから導かれるのは、様々な規律を組み合わせて適用し、実効性を高めるということであり、各規範の適用対象を区分するような考え方は適切ではない。

報告書では、「遵法意識が高い場合」について、「最低限の行政規制と紛争解決のための民事ルールを整備することが必要となる。」とされているが、実際には遵法意識が高い事業者などというカテゴリーを明確に区分することができるわけではなく、あくまでもグラデーションがあるというにとどまるのであるから、例えば遵法意識の高い事業者にのみ適用除外を定めるような制度の在り方はとり得ず、規律の在り方としてはすべての法規範がすべての事業者に適用されることとなる。

この際、懸念されるのは、各法規範における適用要件の厳格化である。遵法意識の高い事業者にまで不要な規範を及ぼすべきでないという考え方のもとに、規制の適用要件を厳格化することは、規制の緩和を意味し、“意図せぬ”違反の発生や、これを利用した「抜け道」などの危険がある。

3 ソフトロー・自主規制の枠組みを利用することには反対しないが、重要なのはあくまで組み合わせによる多層的な規制によって、あらゆる対象について実効性をもって規律することが留意された上で、具体的な規制の検討が行われることが必要である。

第7 おわりに

1 報告書のめざす方向性については基本的に賛成するものである。今後の最大の課題は、抽象的に論じられている方向性をどう法規範として具体的に形作っていくかである。これまで、多くの消費者被害がありながら、十分な法改正が実現できてこなかった実情を踏まえて、当意見書で指摘した留意点を考慮しながら、消費者取引被害の救済と公正な消費者取引の実現に有効な消費者法の整備が実現される必要がある。

2 また、報告書がめざす消費者法制の再編には、なお時間要すると予想される。

一方で、消費者を取り巻く環境の変化により消費者被害は現在も日々発生している。最近の特徴的な被害として、高齢者宅に訪問して、不要な屋根工事や外壁塗装工事を勧誘して、ずさんかつ高額な費用を請求する事例が多発している。また、SNSを契機として勧誘される詐欺的な投資取引も多く報告されている。

これらの被害者の多くは脆弱な消費者であり、中でも判断力低下が生じている高齢者、障害者に被害が多い。これらの被害の予防と救済は待ったなしの状況にある。「脆弱な消費者」を基軸とする制度化の方向性には大いに賛成するが、報告書は現在日々深刻な被害が生じている、特に脆弱な消費者への対応の緊急性への視点が十分ではない。

消費者法制全体の再編と併行して、深刻さを増している判断力低下のある消費者に対応する法規制の実現が急いで行われる必要がある。

以上